

第 2 期

柏原市下水道施設包括的管理業務
要求水準書

令和 6 年

柏原市 上下水道部 下水工務課

この要求水準書は、柏原市（以下「本市」という。）が実施する「第2期柏原市下水道施設包括的管理業務（以下「本業務」という。）を受託した事業者（以下「受託者」という。）に対して、本業務に要求される業務水準・業務内容等を示すものであり、以下の書類と一体をなすもの（以下「プロポーザル実施要領等」という。）である。

- (1) 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 プロポーザル実施要領
- (2) 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 モニタリング基本計画
- (3) 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 審査要領
- (4) 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 提出書類作成要領及び様式集
- (5) 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 基本契約書（案）
- (6) 上記に関する質問回答書

（用語の定義）

- 本業務 : 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務をいう。
- 本市 : 柏原市をいう。
- 基本契約 : 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務プロポーザル実施要領に基づき、本市と事業者が締結する契約をいう。
- 年度協定 : 本市と基本契約を締結した事業者が、年度毎に各業務の数量、委託料及び支払い方法等について定めるものをいう。
- 受託者 : 本市と基本契約を締結し、本業務を実施する者をいう。
- 共同企業体 : 複数の企業により構成される企業グループをいう。
- 代表企業 : 共同企業体を代表する者をいう。本業務のプロポーザル参加資格の申請、手続きを行い、共同企業体の結成を行う。
- 構成企業 : 共同企業体を構成する企業をいう。
- 協力企業 : 受託者が本業務の一部を再委託する企業をいう。
- 業務従事者 : 受託者及び協力企業において、本業務に従事する全ての作業員をいう。
- 企画提案書 : プロポーザル実施要領等に基づいて作成する書類・図書等をいう。
- 指示 : 本市の発議により、本市が事業者に対し、本市の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- 承諾 : 事業者の発議により、事業者が本市に書面にて報告を行い、本市が確認ののち了解することをいう。
- 協議 : 本市と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- 業務完了 : 事業者が業務一覧に示す各業務の要求水準を満たした上で、本市に報告書を提出し、本市の検査に合格することをいう。
- 休日 : 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）をいう。

平日	: 休日を除いた日をいう。
昼間	: 午前9時から午後5時までをいう。
夜間	: 昼間以外の時間をいう。
産業廃棄物	: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第4項において指定される廃棄物をいう。産業廃棄物は、許可を受けたものが処理・処分を行わなければならない。
一般廃棄物	: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
維持	: 下水道施設の巡視・点検、清掃等、下水道の機能を保持するための行為をいう。
SM計画	: 本市が策定する下水道管路に係るストックマネジメント計画をいう。 令和2年度から令和6年度までを第1期、令和7年度から令和11年度までを第2期、令和12年度から令和16年度までを第3期とする。
点検	: 下水道施設の状況を把握すると共に施設の不具合を早期に発見することを目的として実施する作業をいう。地上からの目視、鏡とライトの使用、管口カメラの挿入等、管内状況や堆積物の確認を行う。
調査	: 施設の健全度（緊急度）評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認すること。管路施設にあっては、管内に潜行する調査員による目視、または、下水道管渠用テレビカメラを挿入する方法等により、詳細な劣化状況や動向等を定量的に確認するとともに、原因を検討すること。
清掃	: 下水道施設内の洗浄、浚渫を行い、下水道施設が持つ流下能力を確保する作業をいう。
浚渫	: 堆積物等の流下障害物を除去し、処分することをいう。
応急措置	: 一時的・応急的な対応で、作業員2名、1時間程度で実施できる行為をいう。（例：公共汚水柵又はマンホール内の異物除去等、くさびやゴムシートの設置によるマンホール蓋等のがたつき抑止、簡易舗装材料等によるマンホール蓋等の段差解消等）
改築	: 施設の全部又は一部の再建築あるいは取替え等で、耐用年数の延伸に寄与する行為をいう。
修繕	: 施設の一部の再建築あるいは取替え等で、改築に該当しないものをいう。

目次

1	総則	1
1-1	目的	1
1-2	適用範囲	1
1-3	業務期間	1
1-4	対象施設	1
1-5	業務内容及び契約方法	1
1-6	提出書類	2
1-7	費用の負担	2
1-8	資料提供	2
1-9	秘密の保持	3
1-10	法令等の遵守	3
1-11	中立性の堅持	3
1-12	公益確保	3
1-13	不誠実な行為等の禁止	3
1-14	官公署等への手続き	3
1-15	業務実施体制	4
1-16	身分証明書	4
1-17	再委託の手続き	4
1-18	契約からの暴力団排除	4
1-19	地域住民等との協調	4
1-20	協力義務	5
1-21	損害賠償及び補償	5
1-22	工程管理	5
1-23	打合せ及び記録	5
1-24	参考図書	5
1-25	災害対応への協力	5
2	安全管理	6
2-1	一般事項	6
2-2	安全教育	6
2-3	労働災害防止	6
2-4	公衆災害防止	7
2-5	局地的な大雨等に対する安全管理	7
2-6	その他	7

1 総則

1-1 目的

本業務は、本市が保有する下水道施設の維持管理等に係る業務を、一括かつ複数年にわたって委託することにより、下水道施設の安定的な機能確保、維持管理業務の効率化及び市民サービスレベルの充実に資することを目的とする。

1-2 適用範囲

本要求水準書は、本市が発注する柏原市下水道施設包括的管理業務に適用するものとし、本要求水準書の内容に疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により決定する。

1-3 業務期間

本業務の業務期間は、令和7年7月1日から令和12年6月30日までとする。

1-4 対象施設

本業務の対象となる下水道施設は、以下の施設とする。

なお、本市下水道施設の詳細については【別紙1 柏原市下水道施設概要】に示す。

(1) 公共下水道施設

汚水管渠、雨水管渠、合流管渠、マンホール（蓋を含む）、取付管、公共枵等

(2) 関連下水道施設

柏原市下水工務課の所管施設（ポンプ等の機械設備及び電気設備を除く）

1-5 業務内容及び契約方法

本業務の対象となる業務（以下「個別業務」という。）は表1のとおりとし、個別業務の詳細は【別紙2 個別業務詳細】に示す。

本業務の契約については、業務期間全体に係る基本契約を締結した後、各年度の各個別業務開始時に、当該年度の実施数量、委託料及び支払い方法等を定める年度協定を締結する。

表1 業務分類と個別業務一覧

業務分類	個別業務
(1) 統括管理業務	① 一元管理業務
	② セルフモニタリング
	③ 改善提案
(2) 日常的な管理保全業務	① 住民対応等業務
	② 定期清掃業務
	③ 緊急清掃業務
	④ 緊急修繕業務
(3) 計画的な管理保全業務	① 点検調査業務
	② マンホール蓋改築業務
	③ 不明水調査業務
(4) 計画策定業務	① スtockマネジメント計画策定業務
	② 不明水対策計画策定業務
(5) 災害予防業務	① 警戒巡視業務
	② 土嚢作成等業務

1-6 提出書類

受託者が、基本契約の締結後及び本業務実施期間中に提出する書類は、【別紙 3 提出書類】のとおりとする。

ただし、本市は、前記の提出書類の他にも、適正な業務実施に必要な書類について、受託者に提出を指示できるものとする。

受託者は、提出した書類の内容に変更が生じたときは、直ちにその内容を本市に届け出なければならない。

1-7 費用の負担

本業務の準備及び実施並びに契約の締結及び履行に関して必要な費用は、本要求水準書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

また、契約の締結及び契約期間中において想定されるリスク（追加費用の発生等）の分担については、【別紙 4 リスク分担表】に示す。

1-8 資料提供

本市は、【別紙 5 提供資料】に示す資料を、本業務の実施に必要な都度、受託者に貸与又は供与するものとする。

受託者は、本市から前述の資料以外の資料又は資材等の貸与又は供与を受けようとするときは、【様式 8 貸与申請書】を提出しなければならない。

1-9 秘密の保持

受託者は、本業務を実施する上で知り得た秘密を、本市の同意なく第三者に漏らしてはならない。

また、本業務の実施により作成した書類及び成果物等の所有権は、本市に帰属するものとし、受託者は、本市の承諾なくこれらを公表してはならない。

1-10 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、【別紙 6 関係法令】に掲げる法令の他、関係する法律、政令、省令、条例及び規則及びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等（以下「法令等」という。）を遵守しなければならない。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（平成 4 年 8 月 25 日建設省都下企発第 39-2 号）」に基づき、本業務において、受託者は本市下水道事業管理者の補助者とみなす。

1-11 中立性の堅持

受託者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。

1-12 公益確保

受託者は、本業務の実施にあたり、公共の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1-13 不誠実な行為等の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、礼節を守り、秩序正しく、言動及び身だしなみに注意するとともに、市民等への応接に際しては、親切・丁寧を心掛け、迅速に対処しなければならない。

受託者は、本業務の実施のため、やむを得ず民有地等に立ち入る場合は、事前に占有者、管理者または所有者の承諾を得なければならない。

受託者の不誠実な行為が確認された場合は、受託者は、本市からの指示に基づき是正計画書を提出し、迅速に是正措置を講じなければならない。

1-14 官公署等への手続き

本業務の実施にあたり必要となる関係官公庁及び関係機関への届出等（作業届や道路使用許可申請等）は、原則として受託者が行うものとする。

なお、届出等の提出にあたっては、その内容を事前に本市に報告するものとし、当該届出に関して関係者と協議を行ったときは、遅滞なくその内容を本市に報告しなければならない。

また、受託者は、本業務に関連して本市が行う関係官公庁等への手続きに協力しなければならない。

1-15 業務実施体制

受託者は、本業務の実施にあたり、統括責任者及び主任技術者を定めるとともに、各個別業務を円滑に実施できる実施体制を整えなければならない。

1-16 身分証明書

受託者は、本業務において現場作業を行う業務従事者については、事前に、本市に【様式Ⅱ 身分証明書発行申請書】を提出の上、業務従事者の身分証明書の交付を受けなければならない。

業務従事者は、本業務に従事している間、身分証明書を常に携帯し、市民等から請求があったときはこれを提示しなければならない。

なお、この身分証明書は、本業務に従事する期間が終了したときには、本市に返還しなければならない。

1-17 再委託の手続き

受託者は、本業務に係る契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、本市の承諾を得た場合は、この限りでない。

受託者は、【様式 再委託申請書】を本市に提出し、承諾を得た後、本業務の一部を第三者（以下「協力企業」という。）へ委託（以下「再委託」という。）することができる。この場合において、受託者は、協力企業に対し本業務の契約内容に基づく一切の義務を順守させるとともに、協力企業のすべての行為及びその結果について責任を負わなければならない。

本市は、協力企業が本業務の実施において著しく不相当であると認められたときは、受託者に対し、当該協力企業への再委託の解除を命ずることができる。

なお、前述の命令による再委託解除により、本市、受託者、協力企業又はその他利害関係者等に損害が発生した場合においても、本市は一切の責任を負わない。

1-18 契約からの暴力団排除

受託者は、暴力団もしくはそれに類する組織の不当介入を受けたとき、速やかに警察へ通報並びに本市へ報告し、警察への捜査協力を行わなければならない。

また、その不当介入に伴い、本業務の実施状況や納期等に遅れが生じる恐れがあるときは、遅滞なく本市に報告しなければならない。

1-19 地域住民等との協調

受託者は、下水道施設の調査、修繕、清掃等の作業を行うときは、事前に当該作業箇所の周辺地域住民及び自治会役員等（以下「地域住民等」という。）に対して作業内容等を説明し、理解と協力を得られるよう努めなければならない。

受託者は、本業務について、地域住民等から苦情、要望等を受けたときは、遅滞なく本市に報告しなければならない。

受託者は、いかなる理由があっても、本業務に関して、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。

1-20 協力義務

受託者は、本業務において、本市又は官公庁等が実施する他の業務との調整又は連携が必要になった場合は、積極的にこれに協力し、相互の業務が円滑に進められるように努めなければならない。

1-21 損害賠償及び補償

受託者は、本業務において、下水道施設、貸与資料又は供与品に損害を与えた時は、直ちに本市に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに、受託者の費用負担により原状復旧しなければならない。

また、受託者の過失により、本市及び市民等に損害を与えたときは、受託者はその賠償について全責任を負わなければならない。

1-22 工程管理

本業務に関する工程管理は、全体業務計画書、年間業務計画書、月間業務計画書及び週間工程表に基づき、受託者が行うものとする。

また、本業務の進捗状況については、年間業務報告書及び月間業務報告書によって、本市に報告するものとする。

1-23 打合せ及び記録

受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本市との連絡を密にするとともに、本市又は受託者が必要と認める場合は、その都度打合せを実施するものとする。

受託者は、本市と重要な打合せ又は連絡を行ったときは、遅滞なく【様式 業務打合せ簿】を作成し、本市に提出しなければならない。

なお、受託者は、前記の打合せ等に関する資料を、本業務の完了後3年間保管しなければならない。

1-24 参考図書

本業務において参考とする図書は、【別紙 7 参考図書】に記載された図書の最新版とする。

なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ本市の承諾を受けなければならない。

1-25 災害対応への協力

受託者は、災害発生時には、本市の要請のもと、被害状況の調査や二次被害の防止等の事後対応に協力すること。なお、災害対応によって生じる費用については、その都度、本市と受託者が協議するものとする。

2 安全管理

2-1 一般事項

受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省公示第496号）等に従い、必要な措置を講じなければならない。

また、作業中は気象情報及び地震等の災害情報等に十分注意を払い、突発的な大雨、地震等が発生した際には、直ちに作業を中止できる体制をとらなければならない。

なお、安全管理については、業務計画書に記載するとともに、受託者の責任において実施するものとする。

2-2 安全教育

受託者は、業務従事者に対して、定期的に本業務に関して必要な安全教育を行い、業務従事者の安全意識の向上を図らなければならない。

また、酸素欠乏症等防止規則で定める酸素欠乏危険作業に携わる業務従事者については、同規則で定める特別の教育を行わなければならない。

安全教育は、業務従事者に対して安全対策の重要性を認識させるため、安全器具の使用方法、設置場所等の周知を図る危険予知活動等を実施し、その活動内容を写真や書類等で記録保存しなければならない。

2-3 労働災害防止

受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保つとともに、機械器具その他の設備の常時点検を実施して、作業する業務従事者の安全確保に努めなければならない。

また、資格を必要とする作業を行うとき、又は資格を必要とする建設機械等を扱うときは、必ず有資格者を配置して行うとともに、必要に応じて交通誘導員を配置しなければならない。

受託者は、酸素欠乏危険作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則を厳守し、同規則で定める酸素欠乏危険作業主任者を配置の上、その指示に従って酸素及び硫化水素等の濃度測定及び記録を行うとともに、同規則で定める呼吸機器等を作業従事者の人数以上の数量で常備し、転落のおそれがある場所では、同規則で定める要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。

また、本業務の作業中に、酸素欠乏又は硫化水素中毒の恐れがあると認められた場合には、受託者は、直ちに作業従事者の安全を確保するために必要な措置を講ずるとともに、速やかに本市に報告を行い、また、必要に応じて関係機関への緊急連絡を行うものとする。

2-4 公衆災害防止

受託者は、本業務の作業中、作業内容を明示した標識を設けるとともに、必要に応じて交通誘導員を適切に配置し、周辺住民、歩行者及び通行車両等の安全な通行の確保に努めなければならない。

また、夜間の作業においては、作業状況が十分視認できる照明設備及び保安灯を配置し、周辺の安全確保に十分注意しなければならない。

2-5 局地的な大雨等に対する安全管理

受託者は、突発的な局地的大雨等による下水道施設内での作業従事者の事故を防止するため、気象情報等を常に確認し、降雨の予兆が確認できた場合には、直ちに作業等を中止し、作業従事者が安全かつ確実に施設内から退避できるよう、安全管理を徹底しなければならない。

また、下水道施設内での作業を実施する場合は、事前に業務従事者に対して作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位、流速、退避ルート、退避時の合図等について確認するミーティングを行い、安全対策について周知徹底しなければならない。

局地的な大雨等に対する安全管理については、『局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）』（国土交通省作成 平成 20 年 10 月）に基づき、安全管理計画を策定し、業務計画書に記載するものとする。

2-6 その他

受託者は、下水道施設、ガス管等の地下埋設物付近では絶対に裸火を使用してはならない。

万一、本業務の作業中に事故が発生したときは、受託者は、業務計画書に記載する緊急連絡体制に従い、直ちに本市及び各関係機関に連絡を行い、速やかに必要な措置を講ずること。

また、事故の原因、経過及び被害内容を調査し、遅滞なくその結果を書面で本市に報告すること。